

2015年4月5日発行

発行（弁）公園通法律事務所 自治体債権グループ  
代表弁護士 瀧 康 暢

## ◆今号の目次

- 【1】 連携業務案内
- 【2】 生活再建型滞納整理の取組事例
- 【3-1】 租税債権QA
- 【3-2】 税外債権QA（今号はお休み）
- 【4】 無料マニュアル配布のお知らせ（省略）
  - ▶ 給料差押→取立訴訟 ▶ 生活再建型滞納整理
- 【5】 今後の研修会のお知らせ

### 【1】 当事務所の自治体債権回収支援業務のご案内

〔上位高額回収困難債権の回収・整理の支援〕

〔法人、個人事業主の高額悪質滞納案件〕

民事再生で生き残ったゴルフ場、リゾート施設あるいは顧客が離れた旅館・ホテル等の固定資産税は、頭痛の種です。また、パチンコ店、風俗関係業種の固定資産税、事業所税の徴収も同様に困難な事例があります。

こうした高額悪質案件の特徴は、滞納者が各種の法的技巧を用いて、強制徴収の手を逃れようとする点です。弁護士に依頼することで、高額案件の解決に展望が開ける可能性があります。また、現実に事業による収益がない場合も、徴収を尽くしたというだけで、迷わず滞納処分の停止処分を行うことができます。

〔解決の手法〕

当事務所ホームページをご覧ください。

### 【2】 生活再建型滞納整理取組事例

〔債務整理・過払金の回収による滞納の解消〕

繰越滞納者や自治体債権の重複滞納者の多くは、消費者金融、クレジット会社への返済で苦しんでいます。

「借金があるから、払えない」と聞いたら、借金の整理圧縮や過払金の回収を滞納者本人任せにするのではなく、徴収の側から借金問題を解決する提案をして、滞納を解消することが、担税力の回復、生活再建にとって重要です。

以下の事案は、滞納者の借金の整理、過払金の回収に成功した実例です。

事例は、事実に基づくものですが、個人情報、税務情報に配慮し、デフォルメしてあります。

----- 【 事 例 】 -----

(ホームページでの公開は当面控えさせていただいております)

**【 3 - 1 】 Q A - 租税債権**

**[事案の概要]**

家屋として課税されている物件は、本来、課税対象とならないのではないかと、との問い合わせがあった。現場を確認したところ該当する構築物（家屋）は、固定資産税の課税客体とすることは困難であり、他に該当する建物も存在しなかった。

構築物の所有者からは、「平成 27 年度から課税台帳から削除するだけでなく、課税された平成 3 年度まで遡って、固定資産税を返して欲しい」と主張された。

なお、当市では、平成 11 年度以前については、毎年度の課税額も納付された額も分かる資料はすでに失われている。

**[質問事項問]**

地方税法は、課税誤りによる還付金の消滅時効期間を、5 年としています。

そこで、当市では、誤賦課による場合は、要綱で「納税者が保管する資料等によって 5 年より前の年度分の超過納付額が算定できる場合」は、超過納付額を返還できる旨定めています。このような扱いは適法でしょうか。

さらに、構築物の課税が始まった平成 3 年度からの返還を求められていますが、国家賠償法でも除斥期間は 20 年です。領収書などで納付額が確認できる場合であっても、20 年を超えて返還することは妥当でしょうか。

**[質問の背景]**

定年退職後、固定資産税の負担が重いことから、建物の固定資産税が適正か確認される事案がでてきています。建物の資産評価は、複雑なこと、昭和 50 年代以前では現況調査も十分でなかったことなど、建物の誤課税は珍しくありません。また、建築直後から誤課税されており、10 年、20 年と誤った税額となっています。

今後、全国で問題が頻出する可能性があります。

**[回答]**

A. 原則として、直近 5 年間分を更正して、その部分のみ還付すべきです。

ただし、誤課税につき、市側の過失が明らかの場合に限れば、自治法 232 条の 2 の「公益上必要な場合」の寄付（損失補償）として、5 年を超えた支出（還付）は適法とえる余地があります。

**[理由]**

**1. 公金の支出の原則論**

自治体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令もしくは

予算の定めるところに従わなければなりません（自治法 232 条の 3）。

課税誤りによる返還金は、「誤納金」（地税法 17 条）に対する還付金に該当します。すなわち、納入の時には、適法に賦課されたものであったが、後にその課税を変更・取り消すべき事由が生じたため、さかのぼって減額の更正等がなされて、結果的に不適法なものとなった場合（誤納金）にあたります。

誤納金については、自治体に還付義務がありますが（同法 17 条）、その消滅時効は、返還請求できるとき（納付の時か更正決定の時）から 5 年としています（同法 18 条の 3）。また、減額の賦課（更正）決定は、法定納期限から 5 年以内でなければできません（同法 17 条の 5 第 4 項）。そして、その消滅時効の利益（還付金債務の消滅の利益）を放棄することはできないと定められています（地方税法 18 条の 3 第 2 項、18 条 2 項）。

したがって、要綱により、5 年以上前の過誤納金を返還することは、地方税法の潜脱といえます（神戸地裁平成 24 年 12 月 18 日判決も、同様の要綱について、地方税法の規定を無視するに等しいと述べる）。

## 2. 要綱に基づく 5 年を超えた還付は、違法な公金支出

地方税法の規定を潜脱、明確な法律上の根拠を欠く要綱に基づいて、5 年を超えた誤納金を支払うことは、原則として違法な公金支出となり、5 年を超えた納付金は、返還すべきではありません。貴市の要綱 2 条 2 項も、「返還しなければならない」ではなく、「返還することができる」という規定にすぎません。

## 3. 5 年以上前の過誤納付の救済－国家賠償請求による救済

納税者が、5 年以上前の過誤納金を返還しないことに憤りを感じることはもっともだといえますが、5 年以上前の過誤納金相当額について返金を求めたい場合には、国家賠償請求によって請求してもらうことが原則です。

千葉地裁平成 26 年 7 月 31 日判決等も、課税処分に関与した担当職員において職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったと認め得るような事情がある場合には、当該課税処分に違法があったとして、過誤納金について国家賠償請求を認めています。

## 4. 地方自治法 232 条の 2 による支出を認める余地はないか。

では、行政側の過誤に起因する過納金による不利益の補填は、地方自治法 232 条の 2 の「公益上必要な場合」に該当するとして、議会で予算の決議を得て、5 年を超えた還付不能分相当額を損失補償（寄付）として支払う余地は全くないでしょうか。

熊本地判昭和 51 年 3 月 29 日行集 27・3・416 は「地方自治法 232 条の 2 は、地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨定めているが、その内容を具体的に定めていないから、地方公共団体が同条の規定の趣旨に従って、右交付処分が住民にもたらすであろう利益、程度等諸般の事情を勘案して判断すべきことになるが、その判断につき著しい不公正もしくは法令違背が伴わない限り、これを尊重することが地方自治の精神に合致する」と判示しています。

課税庁は、納税義務の確定権限を適正に行使し、課税要件事実を正しく認識する義務を負っており、同権限行使（固定資産税の賦課）に際し、職員に義務違反が認められれば、課税庁の過失責任が認められます。課税要件を満たさない構築物を家屋として評価して賦課したのであれば、同義務違反の過失にあたる場合が多いでしょう。

また、国賠訴訟により返還請求をする場合、納税者側の勝訴が確実であっても、提訴

し、損害額の立証をするなど、納税者の負担は過大です。

行政側の賦課ミスが明白な場合、5年を超えた還付不能分を損失補償として支払うことは、自治体住民の税務行政に対する信頼の早期回復や返還手続の即応性の観点からその妥当性を認めることができます。また、国賠訴訟で、市側敗訴の見込みが濃い場合に、還付不能分の支払いが、不公正とされる余地はないと考えられます。

#### 5. 20年を超える部分の支払い

国家賠償法も20年を除斥期間として、それをを超える部分については、行政側の責任を完全に免責しています。要綱によってその趣旨を否定することはできないでしょう。

よって、領収書などで納付額が確認できる場合であっても、20年を超えて返還すべきではありません。

### 【3-2】税外債権QA（今号はお休み）

#### 【5】研修会・講演会の予定

2015年

- 4月17日 愛知県小牧市収納対策室（庁内研修）（予定）  
「債権管理・回収研修会」
- 4月28日 和歌山県職員研修所 「税外債権管理回収研修」
- 5月14日 山梨県甲斐市 民生員研修「生活困窮者自立支援」
- 5月22日 静岡市財政局財政部財政課債権管理係（庁内研修）（予定）  
「税外債権管理、回収研修会」
- 6月10日 岡山市町村振興協会  
市町村職員研修会「公債権回収事務研修」（予定）
- 6月11、12日 岡山市町村振興協会  
市町村職員研修会「私債権回収事務研修」（予定）
- 6月17、18日 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）（千葉幕張）（予定）  
「使用料等の滞納債権の回収強化」クラス「非強制徴収公債権、私債権の適正管理・回収のポイント」
- 6月23日 和歌山県職員研修所 「税外債権管理・回収研修」
- 6月25、26日 滋賀県市町村職員研修センター（予定）  
「税、税外債権徴収担当職員研修・基礎編」
- 7月2、3日 滋賀県市町村職員研修センター（予定）  
「私債権等徴収事務担当職員研修・応用編」
- 7月6日 長野県伊那市 H27 徴収力強化セミナー
- 8月25日 彩の国さいたま人づくり広域連合（予定）  
「私債権（使用料等）徴収事務」研修

\*\*\*\*\*

■メルマガの送信先

